

学生の表彰制度について

敦賀市立看護大学では、顕彰すべき活動のあった学生に対し、表彰する制度があります。表彰の対象となるのは、以下のとおりです。皆さまのご活躍を楽しみにしています。

表彰の対象者（表彰対象のおおむねの目安）

- (1) 国際的又は全国的規模の学術研究若しくは文化活動の発表又はスポーツの競技において、賞を受けるなど高い評価を得たもの
 - ① 学術研究による表彰については、学術集会において研究発表を行い、優良な評価を得た学生又は学生団体
 - ② 文化活動の発表による表彰については、コンクール、展覧会その他の文化活動発表会に招へい参加、無鑑査出品するなどの栄誉を得、若しくは優等な成績を上げた学生又は学生団体
 - ③ スポーツの競技による表彰については、スポーツ競技大会に招へい参加するなどの栄誉を得、若しくは優等な成績を上げた学生又は学生団体

- (2) 徳行卓越、又は学力優等かつ品行方正にして、他の学生の範とすべき行為のあったもの
 - ① 徳行卓越による表彰については、顕彰すべき行為により、本学の名誉を高めたことが本学にとって顕著である学生又は学生団体
 - ② 学力優等かつ品行方正な者の表彰については、その年度における各学年（ただし、卒業年次を除く）の履修登録科目のGPAを勘案し、教授会が決定した学生
 - ③ 卒業年次首席卒業の表彰については、卒業要件科目の通算GPAがその年度に卒業する学生のうち、首席でかつ品行方正な学生

- (3) 社会活動において世上高い評価を得たもの
 - ① 人命救助、災害対応、犯罪抑止等を行ったことにより、公的機関から表彰を受けた学生又は学生団体
 - ② 相当期間ボランティア活動に従事し、地域に名声を得た学生又は学生団体

- (4) 本学の名誉を高めたと認められる顕著な功績のあったもの
 - ・前各号に比肩すべき功績のあった学生又は学生団体